

1 必要性等

海外渡航承認申請は、次の点から、必要不可欠なものです。

(1) 政治的中立性の確保

防衛省・自衛隊の隊員は、公務員として政治的行為が制限されており、いつ、いかなる場所においても政治的に中立な立場（例えば同行者に政党员又は政治的団体の構成員が含まれている場合は留意が必要）を保つことを自覚しておかなければなりません。特に、部外者による働きかけ等を受けた際には注意する必要があります。

(2) 渡航する隊員の安全確保

最近、政情不安、クーデター等により渡航が危険な国が多数存在し、渡航先によっては、生命に危害が及ぶおそれがあります。



防衛省・自衛隊の隊員一人一人が、貴重な人材であり、渡航先で、トラブル等に巻き込まれるおそれはないか、その行動（例えば同行者のない単独渡航や旅行目的が新婚旅行や観光旅行以外である等）を事前に把握し、所要の指導を行い、事故を防止する必要があります。

(3) 情報保全の確保

たとえ渡航目的が観光であっても、渡航先でうっかり情報保全に関する事項を漏らしたり、また、情報漏えいの働きかけが行われるおそれがあるので、渡航する隊員は注意しなければなりません。

(4) 部隊等の即応態勢の維持

防衛省・自衛隊は、有事のほか災害派遣等の不測事態にも即応が求められる組織です。管理者は常に指揮下の人員を掌握し、即応態勢の維持に努めなければなりません。



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

海外渡航について、次のポイントに基づき、所要の手続きを実施することなどを周知・徹底することが必要です。

(1) 関係規則等に定められた手続きの周知・徹底

関係規則等に定められた手続きに関する認識不足は、無断渡航に至る原因となり得るものです。

このため、申請時期、申請書の記載内容等について教育するなどにより、**関係規則等に定められた手続きについて周知・徹底**していくことが必要です。



(2) 遵法精神の涵養

隊員の遵法精神の低下は、無断渡航の大きな要因となり得るものです。このため、海外渡航申請の必要性、違反した場合の処分基準等について**教育を実施すること等により、平素から隊員の遵法精神の涵養に努める**ことが必要です。

(3) 情報保全上の措置

公私を問わず海外渡航を行う場合は、情報保全の観点から、**渡航前教育を受講**させるとともに、**渡航前は渡航する旨を、帰国後は渡航時における不審な動向の有無について、保全責任者等に報告**させることが必要です。

(4) 一般旅券（パスポート）の確認等

管理者は、所属の全隊員から任意に一般旅券（パスポート）の提出を求める等の方法により、海外渡航承認申請が適正に行われていることを**随時確認**することが必要です。

